遺産分割調停の進行について

名古屋家庭裁判所

遺産分割は、今、現実にあって、相続開始時に被相続人が所有していた遺産を、相続人の間で どのように分けるかを決める手続です。

遺産分割調停では、事実関係を確認しながら協議を進めていきますが、円滑な進行のため、調停期日においては、次のようなスケジュール(あくまで目安です。)を予定しています。

調停初期段階(第3回調停期日ころまで)

以下の4まで確認することを予定していますので、遺産の範囲と評価について合意できるよう、ご協力ください。

1 相続人は だれか

1 相続人の範囲

戸籍等で確認できます。養子縁組や婚姻の無効を主張する場合には、先に家庭裁判所に人事訴訟を提起し、養子縁組や婚姻の 有効・無効を確定させる必要があります。

1

2 遺言の有無

① 遺言により遺産全ての行き先が決められていて、行き先未定のものがない場合は、遺産分割の問題にはなりません。

② 遺言の効力に争いがある場合には、先に地方裁判所に民事訴訟を提起し、遺言の有効・無効を確定させる必要があります。

2 遺言の有無

3 遺産の範囲の確定

① 遺産分割の対象となるのは、今、現実にあって、相続開始時に被相続人が所有していた財産です。

② 遺産目録以外に遺産があることを主張する場合には、その遺産が被相続人名義で現実にあることを確認できる裏付け証拠(不動産登記事項証明書,固定資産税評価額証明書,預金の現在残高証明書など)を添えて、書面でご提出ください。

③ 調停委員会が遺産を探すことはありません。

遺産の範囲

3

4 遺産の評価の確定

- ① 不動産については、固定資産税評価額、相続税評価額(路線価) などを参考に評価額等を話し合います。原則として現在の評価が基準となりますので、遺産目録には、とりあえず直近の固定資産税評価額を記載しています。
- ② 評価について、どうしても意見が一致しない場合には、裁判所が 選ぶ鑑定人に鑑定を依頼することを検討する場合もあります。その 場合、鑑定の前にあらかじめ皆様から鑑定費用を納めていただきます ので、金銭的な負担がかかります。また、鑑定には時間がかかること もあります。このため、評価方法及び評価額は、当事者間で合意して 決める方法が、最も多く利用されています。

1

4 遺産の評価

遺産の評価確定後

具体的な分割方法(だれが何を取得するか)について合意できるよう、ご協力ください。

5 法定相続分 を修正する要 素があるか

5 特別受益. 寄与分

- ① 各人の法定相続分は、特別受益(遺産の前渡しとみなされるような生前贈与)があるか、寄与分(被相続人の財産の維持・形成への特別な貢献)があるかにより修正されることがあります。
- ② 特別受益や寄与の事実について、争いがあれば、主張した側が立証する必要があります。



6 分割方法

6 誰が何を取 得するのか

- ① 原則的には、法律で決められた相続分に基づいて、分け方を決めることになります。
- ② 自分の相続分よりも多い額の財産を取得しようとする場合には、原則として、差額分を「代償金」として自分の負担で他の相続人に支払う必要があります。
- ③ 自分の取り分を減らしたり、他の相続人に譲ったりすることもできます。



7 調停成立

遺産の分け方について合意ができた場合には、「調停成立」となり、 合意の内容を証明する書類(「調停調書」といいます。)を裁判所が 作成します。

(調停成立後は,調停調書の正本(又は謄本)を利用して,不動産の 名義を変更したり,預貯金を解約したりすることになります。)

※ 調停を成立させるには、相続人全員の合意が必要です。調停を 重ねても合意に至らず調停が不成立になった場合には、手続が審 判に移行します。審判では、裁判官が遺産の分け方について法律 に基づいた判断を示すことになるため、相続人の意向に沿う結果に なるとは限りません。

皆様は相続について、それぞれに様々な思いをお持ちのことでしょう。しかし、家庭裁判所での話合いは、「今、現実にある遺産をどのように分けるか。」 を決めることに、最終の目的があります。

そのために、この趣旨をご理解いただき、お互いに譲り合って、調停の進行にご協力いただきますよう、お願いします。

7 調停成立